

# やまなしインバウンド受入環境整備支援事業 申請要領

## 1. 事業の目的

外国人観光客の利便性・満足度の向上に寄与する受入環境整備を行う観光事業者等を支援することで、インバウンド回復による外国人観光客をいち早く取り込むことを目的とします。

## 2. 支援対象

山梨県内において、外国人観光客の受入環境整備に取り組む民間事業者※1（観光事業者※2、飲食店営業者※3、商業施設営業者※4、旅客自動車運送業者※5、民泊事業を営む事業者※6、山小屋事業を営む事業者※7）

※1 個人事業者を含みます。営業許可証、履歴事項全部証明書、事業の開業・廃業届出書等により対象事業を営んでいることが確認できる必要があります。

※2 見学、拝観、体験等を目的とした観光客の受け入れを行う者

※3 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けた者及び受ける見込みのある者

※4 土産物等の販売を含む販売場を運営する者

※5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項及び第80条第2項の許可を受けた者及び受ける見込みのある者、レンタサイクル事業者

※6 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出を提出し受理された者

※7 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた者のうち山小屋を営業している者

なお、上記の他、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた者は別に募集する「宿泊施設高付加価値化支援事業」を御活用ください。

## 3. 支援対象事業

支援対象が外国人観光客の受入環境整備のために行う次の機器等購入に要する経費（①と②の併用可能）

### ① 多言語・電子決済等対応

- ・音声翻訳機器
- ・キャッシュレス決済機器（クレジットカード決済、海外でも利用可能なQRコード決済（Alipay, WeChat Payなど）に限る）※英語等による多言語案内を掲示することが条件です。

- ・免税電子手続機器

  - ※英語等による多言語案内を掲示することが条件です。

  - ※免税店の許可を受けることが条件です。

- ・W i - F i 環境整備機器

  - ※英語等による多言語案内を掲示することが条件です。

- ・多言語及びピクトグラムを用いた案内ツール

- ・文化施設等における多言語案内・解説ツール

- ・その他、外国人観光客の利便性・満足度向上に寄与すると認められるもの

- ※多言語化対応を行っていない場合、支援を受けることができません（今回の申請で新たに実施する場合は申請可）。

- ※P C、タブレット端末等は汎用性が極めて高い機器のため対象となりません。（ただし、キャッシュレス決済、免税電子手続き対応に必要なものは除く）

## ② ムスリム等対応

- ・ムスリム向け礼拝環境整備

- ・ハラール等対応に要するコンサルティング料、施設改修費、食器・調理機器等整備費（ヴィーガン、ベジタリアン等への対応も含む）

- ・その他、ムスリム等の受け入れに有効だと認められるもの

- ※本支援を受けられた場合、ムスリム受入可能な施設として、県のホームページ等で紹介させていただくことがあります。

- ※ 詳細は別表「やまなしインバウンド受入環境整備支援事業 対象機器等」をご確認ください。

- ※ 支援対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とします。

- ※ 令和4年4月1日（金）以降の発注で、令和5年2月15日（水）までの支払・設置した機器購入等が対象です。

- ※ 市場価格を大幅に超える機器等の購入は対象にならない場合がありますので、適正な価格を確認の上、購入してください。

## 4. 支援額

対象事業①、②にともに

1 施設・店舗あたり上限 60 万円（対象経費の 3 / 4）

（留意点）

- ※ 対象事業①、②それぞれで上限 60 万円が利用可能です。①、②の両方を活用する場合は、最大 120 万円まで支援が受けられます。
- ※ 支援対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とします。
- ※ 対象施設か迷う場合は、山梨県インバウンド受入支援事務局  
TEL 055-267-8011 へお問い合わせください。
- ※ 同一事業者が複数の施設を運営している場合、それぞれの施設・店舗ごとに申請可能です（施設・店舗ごとに申請書提出）。
- ※ 次の（1）から（5）のいずれかに該当する場合は支援対象外です。
  - （1） 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
  - （2） 政治団体
  - （3） 宗教上の組織若しくは団体  
※ただし、導入機器等が信者等のみに向けられたものではなく、  
広く観光客にも対象とするものであると認められるもの、  
食品衛生法に基づく許可を受けて飲食業を営む施設は  
当該事業部分に限る部分について申請可
  - （4） 旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けた宿泊施設（山小屋除く）  
※別に募集する「宿泊施設高付加価値化支援事業」を御活用ください
  - （5）（1）～（4）に掲げるほか、支援金の趣旨・目的に照らして  
適当でないと判断される施設
- ※ 支援額について、次のとおりとします。
  - ・ 支援金交付額は、5 万円以上とし、1, 000 円未満を切り捨てます。
  - ・ 申請回数は 1 施設・店舗あたり 1 回までです。
  - ・ 国や県、市町村の支援金・補助金をすでに受けている取り組みは支援対象外です。

## 5. 申請方法

メール及び郵送

- ・ 事務局ホームページから申請書をダウンロードし、添付書類とともに、メール又は郵送で提出してください（メール申請にあっては、添付書類を PDF にしてください）。

(事務局ホームページ)

<https://yamanashigz-sien.com/inbound-kankyoseibi>

(提出先アドレス) ※送付間違いに十分ご注意ください。

yamanashi7ib@gmail.com

(事務局) 〒400-0031 甲府市丸の内二丁目16番4号 丸栄ビル4階  
山梨県インバウンド受入支援事務局

- ※ 感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等はいりません。
- ※ 郵送の場合、封書の裏面には必ず差出人の住所及び氏名をご記載ください。  
なお、文字の判別が困難になる恐れがあるため、FAXによる提出は不可とします。
- ※ 書類到達確認のため、配達記録、簡易書留等での送付をおすすめします。
- ※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めたり、確認のためにご連絡することがありますので、書類は控えをとるようにしてください。
- ※ 書類の不備や確認に時間を要した場合に、支払いまで時間を要することがあります。
- ※ 申請内容が適正と認められないときは申請を却下することがあります。
- ※ 申請書類等は返却しません。また、申請に係る費用は申請者自身の負担となります。
- ※ 本申請要領及びよくある質問(Q&A)を確認・理解の上、申請してください。

## 6. 申請書類

(1) 支援金交付申請書・添付書類チェック及び誓約事項(様式1)

(2) 添付書類①・領収書やレシートの写し

- ※ クレジットカード払いの場合は、申請期限内に口座から引き落とされたことが確認できる書類(カード明細だけでなく、引き落としが確認できる通帳の写し)が必要です。**2月15日(水)**までに口座からの引き落としが間に合わない場合は、現金又は口座振込による購入をおすすめします。

- ※ 領収書は、宛名欄に施設名又は代表者名が入ったものを提出してください。

(3) 添付書類②・支援対象の機器等を設置したことがわかる写真(カラーに限る)

- ・ 外国人観光客が使用できることが分かる写真(多言語表示・案内など多言語対応を実施していることが分かるもの)
- ・ A4サイズへ貼り付け。電子データの場合はできるだけ容量を抑えること

(4) 添付資料③・営業許可証、履歴事項全部証明書、事業の開業・廃業

- 届出書等、対象事業を営んでいることが確認できる書類の写し
- (5) 添付書類④・振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し
- (6) <免税電子手続機器の支援を受ける場合>添付書類⑤・免税店の許可を受けたことがわかる書類の写し

※ メール申請は PDF 等により電子化したもので提出可

※ 申請様式は、ホームページよりダウンロードしてください。

(<https://yamanashigz-sien.com/inbound-kankyoseibi>)

※ 申請したすべての書類及び写真は、必ず控えを保管してください。

## 7. 申請受付期間

令和4年7月15日(金)～令和5年2月15日(水)

※ メール申請は、令和5年2月15日までに必着(郵送の場合は、令和5年2月15日の消印有効)のこと。

## 8. その他留意事項

- ・ 本支援金で取得した一つの機器が単価50万円以上の財産について、本支援金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、もしくは担保に供しようとする場合や「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数の期間内に廃棄しようとする場合は、財産処分承認申請書(様式2)を知事に提出し、その承認を受けること。なお、承認を受けて当該財産を処分したことにより収入を得た場合には、その収入の一部を県に納付すること。
- ・ 検査・報告・是正のための措置の求めがあったときは、これに応じること
- ・ 山梨県暴力団排除条例第9条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。なお、このことを確認するため必要な事項を山梨県警察本部組織犯罪対策課長に照会する場合があること。
- ・ 支援対象として申請した内容(経費)に関して、すでに国・都道府県・区市町村等が実施する他の制度(補助金等)から支援を受けている場合は、支援対象外。
- ・ 山梨県に対する事業税等の滞納や賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。また、過去に国・都道府県・市町村等から支援を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- ・ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、支援事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- ・ 申請内容については、施設名、申請内容など必要最小限度の範囲で公表することに同意したものとみなすこと。
- ・ 支援金に関する支出書類は事業年度終了後5年間保存すること。
- ・ 提出書類に虚偽の記載や支援事業の実施に不正行為があった場合は、支援の決定を取り消し、すでに支援した額の返還を求める場合があること。
- ・ その他、県の公的資金支援先として不適切と判断されるものでないこと。
- ・ 支援金の支払い後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は

期限を定めて返金を命じること。支援金の返還を命じたときは、この命令に係る支援金の受領日から納付日までの日数に応じ、返還すべき支援金の額に、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条により財務大臣が定める延納利息の率の割合で計算した額（加算額）を県に納付しなければならないこと。また、支援金の返還を命じられたにもかかわらず、返還すべき支援金及び加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額に対して、同条により財務大臣が定める延納利息の率の割合で計算した額（延滞金）を支払うこと。

## 9. 問い合わせ先

山梨県インバウンド受入支援事務局

電話番号：055-267-8011 受付時間：平日午前10時～17時

メール：yamanashi7ib@gmail.com

### ★★支援金・助成金を装った詐欺にご注意ください★★

- ・ 支援金支給にあたって ATM 操作、手数料振込、暗証番号聞き取り等を求めることはありません。
- ・ 市場価格を大幅に超える機器等の購入は対象にならない場合がありますので、適正な価格を確認の上、購入してください。
- ・ 行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼により報酬を得て官公署に提出する書類を作成することはできません。
- ・ 不審な電話・メール等があった場合は最寄りの警察署にご連絡ください。